

大和市告示第198号

大和市長期にわたり療養を必要とする疾病にかかった者等の定期の予防接種費用の助成に関する要綱を次のように定める。

平成25年12月2日

大和市長 大木 哲

大和市長期にわたり療養を必要とする疾病にかかった者等の定期の予防接種費用の助成に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、予防接種法施行令(昭和23年政令第197号。以下「政令」という。)第1条の2第2項の規定により、同項に規定する特定疾病(以下「特定疾病」という。)に係る予防接種法(昭和23年法律第68号。以下「法」という。)第5条第1項の政令で定める者とされる者が、当該特定疾病に係る予防接種を受けた場合に、その費用の全部又は一部を助成することについて、必要な事項を定めるものとする。

(助成対象となる予防接種の種類)

第2条 助成の対象となる予防接種は、特定疾病に係る予防接種で、別表第1に掲げるもの(以下「予防接種」という。)とする。

(助成の対象者)

第3条 助成を受けることができる者は、次に掲げる者とする。

(1) 次のいずれにも該当する被接種者

ア 予防接種を受ける当日に住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)の規定により本市の住民基本台帳に記録されている者又は出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)第54条の規定により仮放免されて本市に居住している者

イ 政令第1条の2第2項の規定により、特定疾病に係る法第5条第1項の政令で定める者とされる者

(2) 前号の被接種者の保護者(法第2条第7項に規定する保護者又は現に被接種者を養育している者をいう。)又はその親族

(助成額)

第4条 助成の額は、当該年度の予算の範囲内で、接種した予防接種について実際に要した費用又は別表第1に掲げるそれぞれの限度額のいずれか低い方の額とする。

(予防接種の申請)

第5条 被接種者、その保護者又はその親族（以下「申請者」という。）は、被接種者が希望する予防接種を接種する前に大和市予防接種依頼申請書（長期療養等特例）及び大和市予防接種実施理由書（長期療養等特例）又はこれと同等の内容が記載された医師の診断書（以下「申請書等」という。）を市長に提出しなければならない。

（予防接種依頼書等の交付）

第6条 市長は、申請書等の提出を受けたときは、その内容を審査し、適当と認めるときには、予防接種依頼書（長期療養等特例）及び予防接種予診票（以下「予診票」という。）を申請者に交付するものとする。

（受診方法）

第7条 申請者は、被接種者が医療機関で予防接種を接種する際に、当該医療機関に前条の依頼書及び予診票を提出し、当該予防接種に要する費用を支払うものとする。

（助成金の申請）

第8条 申請者は、助成を受けようとするときは、接種した日から起算して1年以内に大和市予防接種助成金交付申請書（長期療養等特例）に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

- (1) 予防接種費用を支払ったことを証する書類
- (2) 予診票
- (3) 被接種者の母子健康手帳又は医療機関が発行する接種済証

（助成の決定及び請求）

第9条 市長は、前条の申請書の提出を受けたときは、速やかにその内容を審査し、助成金の交付又は不交付を決定した上で、その旨を大和市予防接種助成金交付決定通知書（長期療養等特例）又は大和市予防接種助成金不交付決定通知書（長期療養等特例）により申請者に通知するものとする。

2 前項の規定により助成金の交付決定を受けた申請者は、速やかに大和市予防接種助成金交付請求書（長期療養等特例）により市長に助成金を請求するものとする。

（助成金の交付）

第10条 市長は、前条の請求書の提出を受けたときは、速やかに助成金を交付するものとする。

（助成金の交付決定の取消し等）

第11条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、助成金の交付決定を取り消し、又は既に交付した助成金の全部又は一部を返還させることができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により助成金の交付の決定を受け、又は助成金の交付を受けたとき。

(2) この要綱の規定に違反したとき。

(様式)

第12条 この要綱において使用する様式は、別表第2のとおりとし、その内容は別に定める。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、別に定める。

附 則

この要綱は、公表の日から施行する。

別表第1（第2条、第4条関係）

| 予防接種の種類 | 限度額 |
|-----------------------------|---------|
| 結核（BCG） | 8,799円 |
| Hib感染症 | 8,852円 |
| 肺炎球菌感染症（小児がかかるものに限る。） | 11,267円 |
| ジフテリア・百日せき・破傷風（DPT又はDT）1期 | 4,924円 |
| ジフテリア・破傷風（DT）2期 | 4,683円 |
| ジフテリア・百日せき・急性灰白髄炎・破傷風（4種混合） | 10,804円 |
| 急性灰白髄炎（不活化ポリオワクチン） | 9,471円 |
| 麻しん・風しん（MR） | 11,959円 |
| 麻しん | 8,190円 |
| 風しん | 7,234円 |
| 日本脳炎 | 6,930円 |
| ヒトパピローマウイルス感染症 | 15,939円 |

別表第 2（第 1 2 条関係）

| 様式番号 | 様式の名称 | 関係条文 |
|---------|-----------------------------|----------------|
| 第 1 号様式 | 大和市予防接種依頼申請書（長期療養等特例） | 第 5 条及び第 6 条 |
| 第 2 号様式 | 大和市予防接種実施理由書（長期療養等特例） | 第 5 条及び第 6 条 |
| 第 3 号様式 | 予防接種依頼書（長期療養等特例） | 第 6 条及び第 7 条 |
| 第 4 号様式 | 大和市予防接種助成金交付申請書（長期療養等特例） | 第 8 条及び第 9 条 |
| 第 5 号様式 | 大和市予防接種助成金交付決定通知書（長期療養等特例） | 第 9 条 |
| 第 6 号様式 | 大和市予防接種助成金不交付決定通知書（長期療養等特例） | 第 9 条 |
| 第 7 号様式 | 大和市予防接種助成金交付請求書（長期療養等特例） | 第 9 条及び第 1 0 条 |